

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月26日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 榊原 茂記

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が山口大学と共同して実施する高層気象観測に使用する観測装置を新規に購入するものであり、明星電気株式会社（以下、「特定公益法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 降水粒子撮像ゾンデ等の購入
- (2) 業務内容 気象研究所が山口大学と共同して実施する高層気象観測のため、GPS ゾンデ、降水粒子撮像ゾンデ、及びそれらの飛揚に用いる巻下器を購入するものである。
- (3) 履行期限 令和8年7月31日（金）

3 業務目的

気象研究所は、線状降水帯・台風等の機構解明のため、山口大学にて降水粒子撮像ゾンデ観測（降水粒子撮像ゾンデとGPS ゾンデを連結して使用）を、それぞれ既存のゾンデ受信装置を使用して実施する。

降水粒子撮像ゾンデは、気球にGPS ゾンデと一緒に懸垂して大気中を飛揚させ、大気中の気温・湿度・高度に加えて降水粒子の画像等を測定・記録し、それらのデータを電波によって地上に設置したゾンデ受信装置に向けて送信する装置である。巻下器は、飛揚後のゾンデを気球から所定の距離まで緩降下させ、強風時においても安全に飛揚させる器具である。

データ送信に使用する電波は、総務省から無線局として許可されている必要があり、観測までの準備期間で総務省から無線免許を受けるためには、電波法第38条の24で定める工事設計認証を受けたゾンデでなければならない。また既存のゾンデ受信装置でデータを受信・復号するためには、固有のデータ通信規格に準じる必要がある。

線状降水帯・台風等の顕著な大気現象を観測する機会は一瞬しかなく、また風雨の激しい環境でもあり、その貴重な機会を逃さないためには、実績のあるゾンデで観測する必要がある。

GPS ゾンデ及び降水粒子撮像ゾンデは、観測後、海上に落下し、再利用することはできないため、観測ごとに新品のゾンデを使用することになる。

本件は、線状降水帯・台風等の貴重な観測機会を逃さず、大気中の気温・湿度・高度及び降水粒子の画像を取得するため、高精度かつ実績のある GPS ゾンデ及び降水粒子撮像ゾンデを購入するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

GPS ゾンデ及び降水粒子撮像ゾンデについての技術的な問い合わせに対応できる十分な技術力を有すること。

(3) 機材・部品に関する要件

① GPS ゾンデについて

明星電気製 GPS ゾンデ iMS-100 と互換性があり、同等以上の観測実績があり、使用する無線設備に関して電波法第 38 条の 24 で定める工事設計認証を受けていること。

② 降水粒子撮像ゾンデ

明星電気製降水粒子撮像ゾンデ Rainscope と互換性があり、同等以上の観測実績があり、使用する無線設備に関して電波法第 38 条の 24 で定める工事設計認証を受けていること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

GPS ゾンデ及び降水粒子撮像ゾンデが、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

(7) 業務実績に関する要件

明星電気製 iMS-100 及び Rainscope とそれぞれ互換性のある GPS ゾンデ及び降水粒子撮像ゾンデを納入した実績があり、資料等によりその実績を証明できること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 福田 健洋

電話 029-853-8568 E-mail d5fdad45.digital.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

気象研究所台風・災害気象研究部 第三研究室 山内 洋

電話 029-853-8578

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年3月26日から令和8年4月15日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年4月16日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争 (指名競争) 参加資格を有していない場合も、5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 本調達は、令和 8 年度予算の成立を条件とする。
- (6) 詳細は仕様書による。